

「SDG s 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、SDG s 及びSDG s 未来都市の普及啓発を図るために作成した「SDG s 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、ロゴマークとは、別図に示すものとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、宮津市に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「SDG s 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用承認申請書に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (2) 官公庁が広報の目的で使用する場合
- (3) その他市長が使用の申請手続をする必要がないと認めた場合

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に「SDG s 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用承認通知書を交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「SDG s 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用不承認通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 宮津市及びロゴマークの品位を傷つけるおそれのある場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に利用されるおそれのある場合
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められる場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれのある場合
- (6) 宮津市の事業又は宮津市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれのある場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認めた場合

(使用承認の期間)

第6条 ロゴマークの使用承認の期間は、前条の規定により使用承認の決定を受けた日から当該日が属する年度の末日までとする。ただし、使用承認期間の満了の日までに別段の意思表示がないときは、使用承認を同日の翌日から当該日が属する年度の末日まで延

長し、以降同様とする。

2 前項に規定する期間満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、改めて使用の申請を行い、使用の承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 第5条各号の規定に該当しないように使用すること。
- (3) 承認を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークデザインの改編等は原則として行わないこと。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。
- (5) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (6) 当該ロゴマーク使用物件が完成次第、速やかに市長に提出すること。ただし、当該物件の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「SDGs 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用承認変更申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは「SDGs 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用変更承認通知書により、適当でないとき認めるときは「SDGs 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用変更不承認通知書により、使用者に通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 第8条に規定する事項を遵守しなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に対し、「SDGs 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用承認取消通知書により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該承認に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に対して、当該取り消された使用承認に係る物件の回収を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第11条 市は、ロゴマークの使用に係る損失補償等一切の責めを負わない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、「SDGs 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク使用承認申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月20日から施行する。

別図（第2条関係）

「SDGs 未来都市みやづ」宮津市公認ロゴマーク

ロゴマーク 1	ロゴマーク 2
	